

## 管内農家のみなさま

～今年も飼養衛生管理基準の遵守と定期報告書の提出をお願いします～

### 飼養衛生管理基準

飼養衛生管理基準とは、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のために家畜の所有者が最低限守っていただくべき衛生管理の方法です。

日頃から飼養衛生管理基準を守っていただくことは、さまざまな伝染病の予防に繋がります。

具体的な内容は[農林水産省ホームページ](#)をご覧ください。



### 定期報告書

家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づき、家畜を所有している方は都道府県知事に対し、毎年2月1日現在における家畜の飼養頭羽数及び飼養衛生管理の実施状況等を報告することになっております。

様式が手元に届きましたら確認をお願いします。

飼養衛生管理基準の遵守状況をチェックする欄もありますので、日頃の衛生管理を見直す機会としていただけたらと思います。

#### \*対象者

管内において、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を所有するすべての者

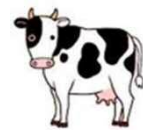
#### \*提出期限

(1) 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのししの所有者

平成30年4月15日

(2) 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥の所有者

平成30年6月15日



**\* 報告書提出先（郵送又は直接ご持参下さい）**

- ・ 豊橋市、田原市、豊川市、蒲郡市の農家  
〒441-8113 豊橋市西幸町字古並 51-1  
愛知県東部家畜保健衛生所保健衛生課  
電話 0532-45-1141  
FAX 0532-48-8943

- ・ 新城市、設楽町、東栄町、豊根村の農家  
〒441-1344 新城市野田字上市場 26-2  
愛知県東部家畜保健衛生所新城設楽支所  
電話 0536-22-0549  
FAX 0536-23-4952